

平成24年(行ウ)第5号

原 告 池 川 洋 子

被 告 高 松 市

聴覚障害ある原告等の情報保障・適正手続保障に関する意見書

平成24年12月28日

高松地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 安 西 敦 他 34名

平成25年1月9日実施予定の進行協議期日における主張として、平成24年10月10日実施の事前協議における裁判所の見解に対し、次のとおり意見を申し述べる。

記

第1 聴覚障害を有する原告のための情報保障について

- 1 「現行法令上、裁判所の公費負担で原告に手話通訳をつけることは不可能」との裁判所見解は誤りである
 - (1) 裁判所は一連の事前協議期日において、「民事訴訟法154条1項、民事訴訟費用等に関する法律2条、11条1項、12条1項の存在により、原告に対し裁判所の公費負担で手話通訳を付けることは不可能である」との見解を明らかにしている。
 - (2) しかし、当該見解が誤りであることは、原告及び原告訴訟代理人らが従来より意見書(平成24年3月30日付、同年9月28日付)及び一連の事前協議において主張するとおりである。
 - ア) すなわち、裁判所の当該見解は、行政、立法、司法等のあらゆる分野を射

程とし、民事訴訟法や同費用法に対する上位法である障害者基本法の各種条項に違反する。

イ) まず、障害者基本法第4条違反である。

同条は、社会的障壁の除去を怠ることは障害者に対する差別であり、権利利益の侵害行為であること、また、社会的障壁の除去について、必要な合理的な配慮をしなければならないことを定める条項である。同条に従い、裁判所は訴訟手続の主宰者として責任をもって障害ある訴訟当事者に対して社会的障壁の除去、すなわち、ろう者である原告に対して手話通訳者の配備を行わなければならない。

そうであるにもかかわらず、裁判所は、手話通訳者の配備のための費用を当事者負担とすることで、上記合理的配慮を怠っている。当該解釈は、現在の人権解釈上許されない「障害自己責任」を認めるものであって、同条に違反するものである。

すなわち、平成23年8月5日施行の改正障害者基本法は、障害の定義条項を大幅に変更し、第2条2号において「社会的障壁」と明記し、障害者の社会参加を阻む社会の側にこそ障害の本質があるとの、いわゆる障害の社会モデルを採用した。

社会的障壁の除去は社会の側にこそ責任があり、障害者の側に除去の責任を負わせてはならない、すなわち「障害自己責任」はあってはならないという立場を法律上明確にしている。

同法は、閣議決定で確認されている「障害者制度改革の推進のための第二次意見（平成22年12月17日）」等に基づく法律であるところ、同意見でも「障害者の社会参加の制限や制約の原因が障害者個人にあるのではなく、機能障害（インペアメント）と社会的障壁との相互作用によって生じるものである」という『社会モデル』に立つ障害者権利条約を踏まえるとき、基本法の改正に当たり、障害の定義に『社会モデル』の観点を反映させることが、障害者に関

連する日本の施策の制度改革と国民全体の意識変革にとって極めて重要なことであり、そのことは、他の法律での定義にも反映されるべきものである。」と解説されているとおりである。

裁判所が「聴覚障害のある当事者に対して、社会的障壁除去費用に他ならぬ手話通訳費用を予納させる取り扱い」は、まさに、「障害の原因を障害当事者自身の責任に負わせるもの」として時代錯誤の過ちであり、障害者差別そのものであるとの厳しい批判を免れないものである。

ウ) 次に、同法第3条3号違反である。

同号は、障害者は手話を含む言語その他の意思疎通手段についての選択の機会が確保されることを定める条項である。しかし、裁判所の見解に従うならば、障害者は手話通訳者の費用負担を懸念するあまり、結果として意思疎通手段を選択する機会が奪われてしまう帰結となるため、当該解釈はやはり許されない。

エ) さらに、同法第29条（司法における合理的配慮規定）違反である。

同条の「国」に裁判所も含まれることは、平成24年6月6日に実施された事前協議において裁判長が認めたとおりである。同条は、障害者が行政事件等の当事者になった場合に、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保を配慮すべき、国等の義務を定めたものである。

そもそも裁判所は、憲法第32条に基づき、何人に対しても裁判を受ける権利を保障する義務を負っており、その手続きが適正に行われることが憲法上要請されており（憲法第31条、82条参照），障害者基本法第29条における司法における合理的配慮規定は、憲法上の権利を実効性あるものとして裁判所にはより高度な義務を負っているものと言うべきである。

原告は、耳が聞こえず手話を意思疎通手段とするという「個々の障害者の特性」を持っているのであるから、裁判所は原告の特性に応じて、手話通訳を配

備する義務が同条により生じている。

しかるに、裁判所が、障害者自身に対して意思疎通手段確保のための負担を強いることは、上記配慮義務を履行したものとは到底言えず、そのような解釈は許されない。

2 「原告に対し、『耳が聞こえない者・・には、文字で問い合わせ、又は陳述をさせることができる』ことの一つの形として、公費で要約筆記体制を用意することができる」との裁判所の提案は、ろう者である本件原告のコミュニケーションを本質的に誤って捉えるものであるから、受け入れられない

(1) 裁判所は、平成24年10月10日に行われた事前協議期日において、「民事訴訟法154条但書の『耳が聞こえない者・・には、文字で問い合わせ、又は陳述をさせることができる』ことの一つの形として、原告のために要約筆記体制を公費で準備することが可能であり、その方法については、専門の外部団体への委託も含めて検討する」との見解を示した。

(2) しかし、裁判所の当該見解は、ろう者である原告の「コミュニケーション」を本質的に誤って捉えるものであるから、要約筆記体制を準備するとの裁判所の提案を受け入れることはできない。

ア) 前回期日における裁判所の提案に対して、原告は、以下のような感想を抱いている。

「私が一番がっかりした事は、第1回事前協議の時、裁判長に『ろうあ者は目に見えない障害者だけど、ありのままのろうあ者を見て欲しい』と話をしたにもかかわらず、裁判長はろうあ者には手話通訳が生活必要上必要不可欠であると感じていないことです。」「当事者が、ろうあ者であるか、又は中途失聴者であるかを判断して、それに合った通訳を用意することが善良の方法だと思うのに、**その選択権すらないのか?**本当に障害者と裁判所との壁がとてもなく高く、厚く感じた協議でした。」

イ) 裁判所の提案は、もし、これが要約筆記を主要なコミュニケーション方法とする中途失聴者に対する対応であれば、適切な対応として評価され得るであろう。しかし、こと、ろう者である本件原告に対する提案としては受け容れられない。

なぜならば、ろう者である原告は、「手話」で相手の話を読み取り、「手話」で考え、自分の意思や思いを「手話」で表す。「手話」は、単に日本語を手や腕の動きに置き換えただけのものではなく、独自の単語と文法様式を備えた一つの言語である。原告にとっての「手話」は、決して單なる「日本語のインプット・アウトプットの手段」ではなく、正に「母語」と言うべきものなのである。したがって、仮に裁判期日において、原告に「文字で聞い、又は陳述する」ことを促すことは、原告にとっては、外国語で問われ、又は陳述させられるということに等しい。この事実を、裁判所は決定的に誤解している。

過日行われた事前協議期日において、自身がろう者でもある原告訴訟代理人の田門浩弁護士が、「ろう者は、夢も手話で見る」との発言を行ったが、当該発言は、ろう者である原告の母語は「手話」であることを端的に表すものである。また、その事実こそが、本件訴訟において、原告が「手話（と、日本語の）通訳者」を求めている最大の理由であり、先日来の事前協議において、『裁判期日においても手話通訳者を準備されたい』と重ねて主張している理由なのである。

ウ) 裁判所の今回の提案は、まさにこの点を誤解し、「耳が聞こえないのであれば、目で日本語の文字を見ればよい。したがって、日本語を視覚的に把握できるもの、すなわち要約筆記を用意すれば原告は意思疎通が可能であり、そのことをもって、聴覚障害ある当事者に対する裁判所の情報保障の責務は果たされている。」という誤った理解に基づいたものである。

また、裁判所の見解は、「手話」というコミュニケーション手段を必要とする原告に対して、異なるコミュニケーション手段である「要約筆記」を強要す

るものであり、「個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮する」べきという、障害者基本法29条に定められる個別的合理的配慮義務に違反している。

以上の理由により、裁判所の提案を受け容れることはできない。

第2 聴覚障害を有する傍聴人のための情報保障について

1 傍聴人への手話通訳人の配置等は、現行法上も可能であること

(1) 裁判所は、平成24年10月10日に行われた事前協議期日において、「聴覚障害のある傍聴人の配慮については現行法上明示的な定めはなく、裁判長の法廷警察権に属する問題であるところ、原告のための手話通訳人にかかる費用についても公費負担はできないこととの**均衡等を考慮し**、当裁判所としては公費による傍聴人のための手話通訳人の配置等は**実施しないこととする**」との見解を述べた。

(2) 裁判所の当該見解は、平成24年7月23日の事前協議において裁判所が述べた「現行法上不可能」との立場を変更するものである。

原告側は、従来より、傍聴人は裁判の当事者ではない以上、費用法に規定された当事者の納付義務によって傍聴人の手話通訳人について説明することはできず、その他法令を見渡しても、傍聴人に対して手話通訳人の配置等を行わないことを根拠づける法令上の規定は存在しないと主張している。

裁判所の上記見解も、当該主張と同趣旨のものであり、**換言すれば**、**傍聴人に対する手話通訳人の配置等を行うことは、現行法上も可能であることを裁判所が認めたものである。**

2 傍聴人のための手話通訳者のあり方について

(1) 裁判所は、一連の事前協議において、「原告が傍聴人のための手話通訳を手配した場合に抽選対象としないこと、また、手話通訳者が、バーの内側外側、

着席と起立の別を問わず、適正な位置で通訳を行うことが可能である」との見解を示している。

(2) 聴覚障害ある傍聴人の「耳」である手話通訳者は、当該傍聴人らが傍聴の権利行使するための欠かせない前提であるから、一般的傍聴人と同列に扱い、抽選対象とすることは誤っている。また、「手話」が視覚を利用した言語である以上、傍聴人が見易い位置で通訳しなければ、傍聴する権利を保障したことにはならない。

これらのことは当然すぎる結論であるが、平成21年の障害者自立支援法違憲訴訟において、さいたま地裁の裁判長が原告弁護団の抗議にも関わらず手話通訳者をも抽選の対象として、抽選に当らない限り入廷を認めないという扱いを頑なに続けたり、手話通訳の意味を正しく理解できない裁判官が「立位での手話通訳を認めずに着席を命じる事例」をこの数年間でいくつかの裁判体で原告代理人らは経験している。全国の裁判所において、未だ不当極まりない訴訟指揮が行われている現状に鑑みれば、当裁判所が上記のような見解を明確にしたこと、原告・原告代理人らは敬意を表する。そして、全国の裁判所での運用が、本件訴訟の上記運用より後退しないことを、原告・原告代理人らは強く求めるものである。

3 手話通訳を解さない聴覚障害傍聴人に対する情報保障について

(1) 要約筆記

ア) 平成24年10月10日の事前協議期日において、裁判所が、「聴覚障害ある原告のために、要約筆記体制を裁判所が公費で準備することができる」との見解を示したことは前述のとおりである。

この「民事訴訟、行政事件訴訟において原告に聴覚障害のある場合、裁判所が公費をもって、外部の要約筆記専門業者への委託を含めて、要約筆記体制が完備された状態で訴訟を遂行する。」との見解は、特に中途失聴者などの「要

約筆記を必要とする聴覚障害者」にとては意味のあることである。この取り扱いが、全国の裁判所でも行われることが望まれる。

さらに、同事前協議においては、「裁判所が原告のために用意した要約筆記体制を、事実上、傍聴人も見ることが可能である」との見解も、裁判所から併せて示された。

イ) 手話通訳を解さない聴覚障害傍聴人の傍聴の権利を保障するためにも、裁判所が要約筆記体制を準備すべきことは、一連の意見書等において原告側が主張するとおりである。

原告・原告代理人らは、上記の「事実上、傍聴人も見ることが可能である」との見解をさらに推し進めて、手話通訳を解さない聴覚障害傍聴人のために、要約筆記体制を用意されるよう求めるものである。

仮に、裁判所が、要約筆記体制を「傍聴人のためには」用意しないとの結論をとるとしても、原告側による要約筆記体制の準備には可能な限り協力されたい。

(2) 磁気ループ

補聴器を使用する傍聴人のために、磁気ループ設備を裁判所が準備することが可能であることは、一連の事前協議の中で裁判所が認めるとおりである。原告・原告代理人らは、全ての裁判所において同様の扱いが実施されることを強く求めること。

(3) 盲ろう者への配慮

盲ろう者の傍聴人のために、通訳者が2名必要であること、当該通訳者らは抽選の対象とせず、また、座る位置について特別の配慮が必要であることは、一連の事前協議の中で裁判所が認めるとおりである。

原告・原告代理人らは、このことについても全ての裁判所で同様の取り扱いが実施されることを強く求める。

以上